

新登録遺跡記入カード		1 新発見	2 周知遺跡変更
ふりがな 遺跡名	ひさいがのだい1 久井ヶ野第1遺跡	周知遺跡の場合 遺跡番号	TJ5036
所在地	都城市 大字 高城町有水		
立地	沖積地 (台地) 河岸段丘 河川敷 丘陵 その他( )		
種別	(散布地) 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 古墳 横穴墓 生産遺跡 その他の遺跡( )		
時代	旧石器 (縄文) 弥生 古墳 (奈良) (平安) 中世 近世 その他( )		
現況	宅地 水田 畑地 (山林) 道路 荒蕪地 原野 社寺 その他( )		
遺構			
遺物	石器・礫		
特記事項			
変更等の具体的理由	令和2年8月28日に実施した試掘調査において、範囲外の部分より遺物の出土が確認されたため、遺跡範囲を拡大するもの。なお、遺跡範囲は確認調査の結果と地形を勘案し、地形の変化点(旧範囲とほぼ同じ標高の部分。それより西は緩く下る斜面となる)までを遺跡の範囲とした。		
遺跡の範囲を示す地図(国土地理院25,000分の1地形図) コピーを貼り付けてください			
※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。			
遺跡の範囲を示す地図 (1/2500) コピーを貼り付けてください			
※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。			